

第13回規制支援審議会の答申への対応について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力安全・防災研究所

第13回規制支援審議会における答申(令和7年2月27日付)では、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が原子力安全・防災研究所の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで、前回の答申に対応していることを確認した(①)。
- 受託事業の進め方に関するルールについては、教育テキストを用いて適切に関係者への教育がなされていることを確認した。なお、教育については、受託事業に直接、携わっている職員等だけでなく、関係する本部組織の職員や役員なども含め、その適切な対象範囲について検討していただきたい(②)。
- 組織改正前まで、理事(部門長)が被規制施設を有する部門の長を兼務していたことに関し、センター長の権限を超える決裁状況については、決裁権限の変更が継続され、理事ではなく理事長の決裁がなされたことを確認した。また、組織改正後は、理事の決裁権限が所長に移ったことから、これまでの懸念が解消されたことを確認した。なお、組織改正後の理事長、理事、所長、センター長等の役職者の決裁に係る役割について整理するとともに、所長が被規制施設を有する組織を兼務しないための方策の検討状況に関して、次回の審議会で報告していただきたい(③)。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、原子力安全・防災研究所が実施した自己点検結果を参考として審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した(④)。
- 実効性、中立性及び透明性の確保の考え方(案)については、使われている用語の定義を明確化するとともに、その内容の妥当性については引き続き議論していく必要がある。また、実効性、中立性及び透明性を確保するための方策を公開していくことについては、その検討状況を次回の審議会で報告していただきたい(⑤)。

- 以上の確認をもって、原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保しつつ実効的に運営がなされていると判断されるが、本審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

との意見をいただいた。（下線部は事務局が追記したもの）

機構では、上述の答申における下線部①～⑤について、以下のとおり対応しているところである。

- ① 令和7年度までの予算及び人員の推移を規審14-5に示すとともに、原子力安全・防災研究所で実施している受託事業の予算の状況を規審14-6に示した。原子力安全・防災研究所の予算執行状況、経営資源の開示については、過年度の答申を受けた対応を継続し、令和7年度に実施された原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下「機構部会」という。）において、令和6年度分の内容を配布資料として使用（開示）した。令和7年度分についても、令和8年度に実施される機構部会において開示する予定である。
- ② 受託事業の進め方に関するルールの教育について、前回のアンケート結果を反映して資料を改善するとともに、対象者を担当役員、経営企画部、契約担当部署及び監査室まで拡張して実施した。その教育資料及び結果を規審14-7に示した。理解度確認の結果、受講者のほぼ全員が「理解できた」との回答であった。引き続き、教育テキストの改善及びルールの周知徹底を図っていく。
- ③ 令和6年度の組織改正以降、センター長の権限を超える決裁案件については、他拠点と兼務しない所長の決裁権限となっており、決裁権限に対する課題は生じていない。理事長、理事、所長、センター長の役割については、決裁権限規程等において明確化されていることを確認している。所長については、研究所の予算組織、人事編成に係る資源配分権や意思決定権を持ち、研究開発事業の推進を牽引している。理事に関しては研究所の監督責任を担っている。所長が被規制施設を有する組織を兼務しないための方策に関しては、所長から担当理事及び人材開発部長に対して、当研究所の所長は他拠点と兼務しないよう要請し、了解いただいているところである。
- ④ 令和7年度における業務に関して自己点検を実施した結果、規審14-8に示すとおり、すべての業務がルールに従って実施されており、中立性及び透明性を損なうような要因は発生していないと考えられた。
- ⑤ 当研究所の業務全般に対する実効性、中立性及び透明性の確保の考え方（案）については、用語の定義の明確化や、内容の妥当性について検討を進めているとこ

ろである。これまでに検討を進めてきた現状版を規審14-9に示した。本審議会において、その内容を説明するとともに、ご意見を頂戴したい。また、実効性、中立性及び透明性を確保するための方策の公開については、当研究所ホームページ(トップページ)における公開等を予定している。

なお、答申書への対応については、センター運営会議、研究グループ会議等により、研究実施者・事務担当者への周知徹底を行っている。さらに、戦略推進部による契約請求書類等に対する確認を確実に実施している。

以 上